

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正する告示案に関する意見募集について

平成30年3月27日
国土交通省自動車局

国土交通省では、事故発生時の対応や睡眠不足の運転への影響等について、自動車運送事業者による運転者に対する教育を徹底させるため、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正する告示（案）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省自動車局安全政策課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

平成年3月28日（水）から平成30年4月26日（木）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-annzenn-kokuzi-kikaku@ml.mlit.go.jp

②FAXの場合

FAX番号03-5253-1636

国土交通省自動車局安全政策課意見募集担当あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省自動車局安全政策課意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課意見募集担当
電話番号 03-5253-8566